

摂津市地球温暖化対策地域計画策定委員会規則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 2 7 日

摂津市長 森 山 一 正

摂津市規則第 35 号

摂津市地球温暖化対策地域計画策定委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、摂津市附属機関に関する条例（昭和 44 年摂津市条例第 26 号）第 3 条の規定に基づき、摂津市地球温暖化対策地域計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、摂津市附属機関に関する条例別表第 1 項の表に掲げるその担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 関係団体の代表者又は関係団体の代表者が推薦する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の諮問に対する答申をする日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生活環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。